

安全保障関連の憲法改正を目指す安倍晋三・自民党のアプローチとその実践

林 賢 参

(台湾・国立台湾師範大学東亜学科准教授)

【要約】

本稿は「安倍 1 強」体制の下で、憲法改正を目指し、「美しい国」、「新しい国」へまい進しようとする安倍内閣・自民党が日本の安全保障政策に関わる憲法前文と第 9 条の改正を目指すアプローチとその実践を検証することを目的としている。2016 年 7 月参議院選挙の勝利で、自民党をはじめとする改憲勢力は衆参両院においていずれも 3 分の 2 の議席を確保し、初めて憲法改正の発議を国民投票にかける条件が揃うようになった。しかし、最近の世論調査では、憲法改正の反対意見が賛成を上回るとともに、憲法改正をめぐる与野党の主張も、改正派、加憲派、護憲派に分かれている。安倍内閣・自民党は憲法第 96 条を修正し、改憲の敷居を引き下げるか、または第 9 条の解釈を変更しようと試み、強い反発に遭ったものの、解釈変更の目標にたどり着いた。今後、安倍自民党は国会の憲法審議会での議論を通じて国民の関心を引き付けて改憲の合意形成を図っていくだろう。

キーワード：憲法改正、憲法審査会、存立危機事態、集団的自衛権、
平和安全法制整備法

一 はじめに

2016年6月22日に告示、同7月10日に投開票が行われた日本参議院選挙の結果、安倍晋三率いる与党自民党と連立与党公明党は、合計70議席（自民党56、公明党14）、つまり改選議席（121）の過半数を獲得し、非改選議席76議席（自民党65、公明党11）を合わせると参議院全議席の過半数（121）を大きく上回る146議席となった。改憲に前向きな「おおさか維新の会」、「日本のことを大切にする党」、及び無所属議員を含む、いわゆる「改憲勢力」は165議席となり、憲法改正に必要とされる議員総数「3分の2」の162議席を超える結果となった。衆議院でも、自公連立で「3分の2」の議席を占める現状に加えて、今回の参議院選挙の結果は、改憲勢力が憲法改正を国会で発議することができることを意味する。開票後、安倍首相は憲法改正を巡って、国会の憲法審査会などで議論を深めていくことが重要だという認識を示し、改憲の強い意欲を見せたのである。

また、この選挙で注目に値するのは、改選「1人区」の選挙結果である。過去を振り返ると勝敗が大きく振れ、選挙戦全体の結果にも及んできた。今回の参議院選挙では、全国に32ある1人区で民進党や日本共産党など4野党が統一候補を擁立し、一騎打ちで激しい選挙戦を繰り広げて安倍内閣の現職閣僚2名（岩城光英法務大臣と島尻安伊子沖縄北方担当大臣）を落選に追い込み、11選挙区での勝利を制したが、自公連立与党は21選挙区を抑えて大きく勝ち越したのである。もう1つの焦点は、比例代表で自民党の得票数が2000万票台を超えたことである。それは自民党にとって小泉純一郎内閣の

2001年参院選で大勝した時以来、15年ぶりの得票数を獲得した快挙である¹。安倍は自民党長期政権への礎をさらに固めており、いわゆる「安倍1強」体制が強まりつつある。

こうした日本国内政治の権力構造を踏まえ、本稿は「安倍1強」体制が強まるなかで、憲法改正を目指し、「美しい国」、そして「新しい国」へまい進しようとする安倍内閣が憲法改正、特に安全保障政策に関わる前文と第9条の改正を目指すアプローチとその実践を検証する。従って、本稿は自民党が1955年に創立して以来、憲法改正を党是として掲げることの歴史的経緯を顧みながら、安倍・自民党の改憲論を明らかにするとともに、今後日本の安全保障政策の方向性を展望する。

二 自民党の党是としての自主憲法の制定

憲法改正の動きは自民党創立の時期に遡るが、現在自民党憲法改正推進本部のホームページにアクセスすると、「わが党は結党以来、『憲法の自主的改正』を『党の使命』に掲げてきました」というスローガンも画面に映し出される。安倍晋三の祖父である岸信介は、東条英機内閣の商工大臣として日米開戦の詔勅に署名し、A級戦犯として巣鴨拘置所に入れられた経歴をもった持ち主であり、鳩山一郎・自民党初代総裁を支える党幹事長として、鳩山総理とともに、現行の憲法は「米国が作った」、「『連合軍最高司令官総司令部』（General Headquarters, GHQ）が押し付けた」ものとして憲法改正を主張する人物であった。憲法第96第1項で定める憲法改正の手続によれば、衆参両院それぞれ全議席3分の2以上の賛成を得るうえで、

¹ 「改憲勢力は？10代投票先は？参議選データ分析」『日本経済新聞』2016年7月11日、<https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/sangiin2016-review/>。

国会が改正の発議をし、国民の承認にあたる国民投票にかけるという仕組みである。この承認には、国民投票の過半数の賛成が必要である。

1955年10月13日、革新勢力とされる左右両派の社会党が4年間の分裂を終わらせて統一を実現した。それを背景に危機感を強めた保守勢力である鳩山一郎の率いる与党民主党と緒方竹虎の率いる自由党は翌月、合同して新たな政党の自由民主党（保守合同）を創立した。それにより、戦後日本国内政治のいわゆる「55年体制」がスタートした。55年体制の基本的内容は、「憲法改正、安保擁護」を主張する保守派と「憲法擁護、安保反対」を主張する革新派との対立、要するにイデオロギー上の「保革対立」そのものであった²。保守合同の成立を受けて第3次内閣を発足した鳩山一郎は、1955年12月の国会所信表明で「我が国を真の独立国家に立ち返らせるためには、…（中略）…憲法を国民の総意によって自主独立の態勢に合致するようつくりかえる…（中略）…このために、内閣に憲法調査会を設置する手続を」とると述べ³、真の独立国家としての憲法改正の必要性をアピールした。同月、自民党も党内に憲法調査会の設置を決定した。1956年2月、鳩山首相は内閣に憲法調査会を設置する法案を国会に提出し、同5月に衆参両院の可決で成立した⁴。「押しつけ憲法」論を理由に改憲を目指す自民党と鳩山内閣の取り組みは、野党社会党などのボイコットに遭い、憲法調査会の設置は難航した。

² 許介麟『戦後日本の政治過程』（台北：黎明文化、1991年）、頁28-29。

³ 「鳩山一郎内閣総理大臣所信表明演説（1955年12月2日）」『日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室』、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/pm/19551202.SWJ.html>。

⁴ 廣田直美『内閣憲法調査会が戦後憲法史において果たした役割—渡米調査と二つの「報告書」に焦点をあてて—』（青山学院大学博士論文、2015年）、23ページ。

野党のボイコットにより、憲法調査会は設置法案が可決された後、1年2ヶ月遅れて1957年8月に発足した。憲法調査会の発足を遅らせた原因は、1956年7月8日に行われた第4回参議院選挙の結果によると思われる。この選挙は、55年体制ができてから初めての国政選挙であり、改憲派が改憲に必要な3分の2の議席を取れるのか、護憲派が3分の1の議席を確保できるのかが焦点となった。開票の結果、護憲派の野党社会党は、前回の獲得議席を18も上回る49議席を獲得し、61議席を獲得する自民党に迫る結果となった。それにより、護憲派は非改選議席と合わせて3分の1を突破し、改憲の阻止に成功した。要するに、この参議院選挙は、憲法改定の是非をめぐる戦後歴史の中でも画期的な出来事であり、現在に至るまで憲法改正が事実上実現困難な政治課題と化したと考えてよい⁵。

1957年2月に組閣した岸信介は、鳩山一郎とともに自主憲法制定論を主張して知られる現実的な政治家であった。首相になった岸は、国内政治体制を「占領政治体制」から脱却させ、独立国家日本にふさわしい体制を作り変えるため、日本を「半独立」に置いた日米安保条約と占領軍GHQの影響下で作られた憲法の改正を実現しようと躍起になった。戦後A級戦犯として逮捕され、その後不起訴となった経歴の持ち主である岸は、現行憲法を「押しつけ憲法」とみて、改憲の必要性を強く主張し、憲法改正に取り組むため、1957年7月30日、鳩山内閣のやり残した憲法調査会の設置をやり遂げた⁶。翌月、内閣に設置された憲法調査会は、野党社会党が委員としての出席を

⁵ 梶居佳広「イギリスからみた「50年代改憲論」—駐日大使報告・新聞論説を中心に—」『立命館大学人文科学研究所紀要』、No. 97（2012年3月）、1~36ページ。

⁶ 許介麟、前掲、頁32；「22.憲法調査会について」『東京大学立花隆ゼミナール 憲法集中講義：資料と解説 講義に向けて』、http://kenbunden.net/constitution/files/shiryou_ver002/22_071129_a.pdf。

拒否したなかで、第1回総会を開いた。総会では、社会党の不参加で構成員の偏りを問題視され、社会党に対する憲法調査会への参加を要請する決議案を決定したが、社会党は憲法調査会への不参加の姿勢を崩さなかった⁷。それに加えて、岸は1960年1月19日、日米関係をより対等なものにする新たな日米安保条約に調印し、史上最大規模の日米安保反対運動を引き起こしたが、岸は1960年6月18日の夜、死を覚悟して33万人にも及ぶ抗議デモに囲まれた首相官邸にひきこもり、新日米安保条約の自然承認とされる時刻、翌日午前零時を待っていたという⁸。新日米安保条約が成立すると、岸は内閣総辞職を表明した。

7月19日、岸の後を継いで組閣した池田勇人は、「所得倍増計画」を掲げて経済成長を内閣政策の重点に置いた一方、憲法改正問題について、国会での施政方針演説で、「問題の本質が国民各層の間で十分論議せられ、相当の年月を経て国民世論が自然に1つの方向に向かって成熟した際に、初めて結論を下すべきものと考えます」と指摘し⁹、改憲論争を事実上棚上げにした。言い換えれば、池田内閣はそれまで自民党の改憲運動を棚上げしたことを日本の戦後体制が事実上認めた、ということである。こうした池田内閣の改憲に対する消極的な不作為の影響もあって、憲法調査会は1964年、7年間にわたる審議を終わらせて憲法改正に対する賛否両論を併記する最終報告書を提出した。この報告書について、調査会会長を務めた高柳賢三は、賛成と反対の「両論とその論拠、また考え方の差異を併記し、

⁷ 廣田直美、前掲、45-46ページ。

⁸ 安倍晋三『新しい国へ 美しい国へ 完全版』（文芸春秋、2013年）、25-26ページ。

⁹ 「池田勇人内閣総理大臣施政方針演説（1960年10月21日）」『日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室』、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/pm/19601021.SWJ.html>。

そのいずれが正しいかは、国民の判断に待つという基本的態度を堅持している」とコメントした¹⁰。言い換えれば、憲法調査会の最終報告は、鳩山一郎や岸信介などの「押しつけ憲法」論を否定したのである。推測の域を出ないが、この改憲の根柢が失われてから、日本の政治エリートあるいは世論は経済発展一色に染められた現状に満足することもあって、21世紀の幕開けまで憲法改正を求める動きは見られなかった。

2000年1月20日、日本国憲法施行50周年を契機に、「日本国憲法について広範かつ総合的な調査」を行うため、衆参両院はそれぞれ憲法調査会を設置し、憲法改正を求める動きが40年ぶりに再開された。かつて岸内閣の設置した憲法調査会と違って、今回の憲法調査会は公的な機関として立法府である衆参両院に設置された。憲法調査会では、衆議院50人、参議院45人の委員でそれぞれ組織され、委員は各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任される。その後、衆参両院の憲法調査会は概ね5年の審議・調査を実施し、2005年4月、それぞれ最終報告をとりまとめて公表し、多岐にわたる改憲に関わる問題点や各党派の共通の認識あるいは異論などを明らかにした¹¹。これは今後の日本国民の憲法論議を引き起こす引水となり、その意義は大きい。その後、自民党も立党50周年として「新憲法草案」(旧草案)を公表し、党是である自主憲法の制定を目

¹⁰ 豊下植彦・古関彰一『集団的自衛権と安全保障』(岩波書店、2014年)、119~120ページ。

¹¹ 衆議院憲法調査会「衆議院憲法調査会報告書」2005年4月、[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf/\\$File/houkoku.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf/$File/houkoku.pdf)；参議院憲法調査会「参議院憲法調査会報告書」2005年4月、<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkokusyo/pdf/honhoukoku.pdf>。

指す姿勢を見せている¹²。

三 安倍晋三の憲法改正論とそのアプローチ：第1次内閣時期まで

岸信介の孫であり、政治理念の継承者でもある安倍晋三としては、憲法改正が彼の悲願だろう。現実に安倍晋三は2006年9月総理大臣に就任して以来、岸の「占領政治体制から脱却」を「戦後レジームからの脱却」に切り替えてそれをスローガンに掲げ、憲法改正に強い意欲を燃やしているように見える。

岸信介研究の第一人者と呼ばれる原彬久は、安倍がはじめて自民党総裁に立候補するにあたって、2006年7月に上梓した『美しい国へ』と題する政策集ともいべき著書を読む限り、「安倍の中にはしっかりと岸がいるな」と述べ、祖父と孫、2人の考え方はよく似ているとコメントした¹³。祖父岸に憧れた安倍は同著書で、日米安保条約の改正を実現した岸を「日本の自立を実現する」と称えた。また、岸が実現できなかった憲法改正について、安倍は憲法改正こそが日本「独立の回復」の象徴であると述べ、同郷である幕末長州藩思想家吉田松陰の座右の銘、「自ら顧みて縮くんば、千万人といえども吾往かん」という孟子の言葉を引用し、祖父の遺志を継いで憲法改正を目指す自らの強い決意を明らかにした¹⁴。ともに首相を務めた祖父岸信介と叔祖父佐藤栄作、そして首相の座を目前に死去した自民党実力者の父安倍晋太郎の政治系譜をもった安倍晋三は、1993年の衆議

¹² 「今こそ自主憲法の制定を改正へのわが党の姿勢 保利耕輔・憲法改正推進本部長に聞く」自民党、<https://www.jimin.jp/activity/colum/110291.html>。

¹³ 「憲法改正、集団自衛権行使…安倍首相『岸信介氏の孫という宿命』」『週刊朝日』2014年2月21日号、<https://dot.asahi.com/wa/2014021200064.html>。

¹⁴ 安倍晋三、前掲、33、44ページ。

院総選挙に野党自民党候補者として出馬し、初当選を果たした。元首相森喜朗と小泉純一郎の知遇を得たこともあって、安倍は森内閣に続いて小泉内閣の内閣官房副長官、長官、そして自民党幹事長などの要職を歴任した後、2006年9月小泉の後を継いで首相として選ばれた。

1994年10月、自民党は結党以来初めての党基本問題調査会を開いて「自主憲法の制定」を含めて党の基本理念、綱領などの見直し作業に着手した。安倍は新米議員としてベテラン議員中川昭一を中心にする党内の保守勢力とともに、「自主憲法の制定」というような文字を盛り込まない「自由民主党新宣言」の案に猛反発した経緯があった¹⁵。また、安倍は2000年5月11日、衆議院憲法調査会委員として同調査会で、現行憲法が連合国側の強い意思（ポツダム宣言）に基づいて制定されたのを理由に、日本人の手で新しい自主憲法を作るべきだと主張した。同調査会では、安倍は憲法の前文の全面的な見直しを主張するとともに、集団的自衛権行使の禁止に関する政府の第9条解釈に異議を申し立てたこともあった¹⁶。その後、安倍は前述した著書で憲法の前文と第9条について次のような認識を示した。要するに、第9条は日本を「自国の安全を守るための戦争」まで放棄させようとするものである一方、憲法の前文は「敗戦国としての連合国に対する“詫び証文”のような宣言」とみなして、「まさに憲法第9条の“枕詞”になっている」¹⁷ということである。

このように憲法改正を強く主張する安倍は、2003年11月25日、衆議院予算委員会で自らの憲法改正を行うべき3つの理由を明らか

¹⁵ 安倍晋三、前掲、125~126ページ。

¹⁶ 「第147回国会 憲法調査会09号」衆議院、2000年5月11日、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/008914720000511009.htm。

¹⁷ 安倍晋三、前掲、33、44ページ。

にするうえで、当時の首相小泉純一郎の憲法改正に関する意見を質した。その1つは、現行憲法はGHQの一部の人が短期間に作成したもので、このような制定過程こそが問題である。また、2つ目は、現行憲法ができてすでに半世紀を過ぎて、時代に適合できない条文がある。そして、3つ目は、新しい時代に向かって日本人自らの手で新しい憲法を作るべきである¹⁸。この3点の理由は、その後首相に就任した安倍の持論となった。

2006年9月26日、安倍は小泉の後を継いで第1次内閣を発足した。翌月4日の参議院本会議で、自民党総裁選挙で訴えた「戦後レジームからの脱却」の意味について社会民主党代表福島瑞穂の質問に答え、占領時代に制定された、国の基本を形作る憲法や教育基本法などは、「変えられない、変えてはいけないという先入観のある時代はもう終わった」と述べた。また、憲法改正の質問について、安倍は「現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定され、60年近くを経て現在にそぐわないもの」と答弁し、改定の必要性をアピールした¹⁹。さらに、10月18日衆参両院の国家基本政策委員会合同審査会で問われる憲法改正についても、安倍は前述した3つの理由を繰り返して答弁した²⁰。首相となった安倍が憲法改正の決意を明確に示したのは、憲法改正に必要な手続きである国民投票に関して規定する「日本国憲法の改正手続に関する法律」（通称：国民投票法）を成

¹⁸ 「第158回国会 予算委員会 第1号」衆議院 2003年11月25日、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001815820031125001.htm。

¹⁹ 「第百六十五回国会参議院会議録第五号」国会会議録検索システム、2006年10月4日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/165/0001/16510040001005.pdf>。

²⁰ 「第百六十五回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第一号」国会会議録検索システム、2006年10月18日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/ryoin/165/9001/16510189001001.pdf>。

立させたことである。

自民党は「自主憲法の制定」を党是としているが、50年が経過したとしても、憲法改正に必要な手続きを定める法律さえも制定していない状態である。憲法第96条が定める憲法改正の手続では、衆参各議院全議席3分の2以上の賛成を必要とし、その手続が済んだうえで、国民の承認を得るための国民投票の手続に移ることになる。2005年9月22日、衆議院に委員50名からなる「憲法調査特別委員会」が設置され、憲法改正の手続きを定める国民投票法制に係る議案の審査・起草にあたることになった。2006年5月26日、国民投票法案の自民党案と民主党案はそれぞれ衆議院に提出され、翌月1日に実質審議に入った²¹。2007年元旦、安倍首相は年頭所感で国民投票法案について、「本年の通常国会での成立を期し」、「それを契機として、憲法改正について、国民的な議論が高まることを期待」と述べた²²。一方、1年余り遅れをとった参議院も2007年1月26日、委員35名からなる憲法調査特別委員会を設置した。こうした中で、国民投票法にあたる「日本国憲法の改正手続に関する法律」が同年5月衆参両院で可決成立し²³、憲法改正の具体的な手続きが整うようになった。また、同年8月7日、衆参両院に憲法と関連法制の調査及び憲法改正案の審査にあたる憲法審査会が設置され、遅れながら2011年から国会で与野党の憲法改正に関する本格的な議論が始まった。

²¹ 間柴泰治「憲法改正国民投票法案の主な論点—国民投票運動に対する公的助成制度—」国立国会図書館『調査と情報』第578号（2007年3月30日）、1~10ページ。

²² 「年頭所感」首相官邸、2007年1月1日、<http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/01/01syokan.html>。

²³ 同法は2010年5月18日に施行される。

四 憲法改正に向けての抜け道

2007年9月、突然内閣を投げ出した原因で、自ら政治家としては一度死んだと語るほど政治的挫折を味わった安倍晋三は、2012年9月自民党総裁の座に復帰し、同12月に行われた衆議院総選挙で与党民主党を破り、首相の座に返り咲いた。この選挙では、憲法改正を公約に掲げた自民党が294議席を獲得して大勝し、改憲勢力が衆議院3分の2を超える議席を獲得するという新たな情勢が生まれた(表1)。

表1 近年の憲法改正をめぐる主な動き

2000年1月	衆参両院が憲法調査会を設置
2005年4月	衆参両院の憲法調査会が報告書を公表
2005年9月	衆議院憲法調査特別委員会が設置
2005年11月	自民党が「新憲法草案」(旧)を公表
2006年9月	安倍第1次内閣が発足
2007年1月	参議院憲法調査特別委員会が設置
2007年5月	衆参両院が国民投票法を可決
2007年8月	衆参両院が憲法審査会を設置
2010年5月	国民投票法が全面施行
2012年4月	自民党が新たな「新憲法草案」を選挙公約に掲げる
2012年12月	安倍第二次内閣が発足、安倍が第96条の改正を優先
2013年2月	「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を招集
2014年6月	改正国民投票法が成立
2014年7月	集団的自衛権行使を可能にする憲法解釈変更を閣議決定
2014年12月	衆院選で自民・公明連立与党が3分の2の議席を確保
2015年5月	① 衆参両院の憲法審査会で本格的議論が再開 ② 自民党が衆院憲法審査会で優先すべき改憲テーマとして緊急事態条項、環境権、財政規律条項を提案 ③ 集団的自衛権行使を可能にする新安保法案を閣議決定
2015年9月	新安保法案が成立
2016年7月	参院選で自民党など改憲勢力が3分の2の議席を確保

(出典) 筆者作成。

同選挙で、自民党はサンフランシスコ平和条約発効、すなわち日本が主権を回復する60周年に合わせ、野党時代の2012年4月28日に提出した「日本国憲法改正草案」を選挙公約として掲げた。これは2005年版旧草案を全面的に改めたものである。同草案は新憲法とよべるほどの全面改正であるが、前文、国防軍の保持を新たに規定する第9条と憲法改正の敷居を引き下げる第96条の修正、自衛権の明記、及び緊急時首相の権限を拡大する「緊急事態の章」を新たに設けるなど、幅広い改正を提唱し²⁴、その改正の内容を読む限り、それは現行憲法の本質或は根幹を変えるものだといっても過言ではなかろう。それに対し、憲法改正に反対する護憲派の反対論や改憲の議論を慎重に進めるべきだという慎重論が相次いで声を上げたのである。

1 憲法改正の敷居を引き下げる：第96条の修正を狙う

2012年12月17日、安倍晋三は政権を奪還した記者会見で、今後改憲の日程について、第96条の改正を優先的に目指す考えを表明した。安倍は「たった3分の1を超える国会議員が反対をすれば、国民の皆様は指一本触れる事もできず」として、憲法改正のハードルが高すぎる現状を解消したいと強調した²⁵。安倍が首相再登板を契機に、改憲をめぐる有識者の議論や国会での論弁が活発に交わされた。安倍は2013年1月30日の衆議院本会議で、「憲法の改正については、党派ごとに異なる意見があるため、まずは、多くの党派が主張しております憲法96条の改正に取り組んで」いくと答弁した²⁶。さらに、

²⁴ 自民党憲法改正推進本部「日本国憲法改正草案」自民党、<http://constitution.jimin.jp/draft/>。

²⁵ 「安倍晋三総裁 記者会見」自民党、2012年12月17日、<https://www.jimin.jp/news/press/president/128914.html>。

²⁶ 「第百八十三回国会 衆議院会議録第二号」国会会議録検索システム、2013年1月

2月26日の参議院予算委員会でも安倍は、同じ答弁を繰り返し述べたほか、「国民の6割が、あるいは7割が改正したいと考えていたとしても、3分の1をちょっと超える国会議員が反対をすれば議論すらできないのはおかしい」と強調し²⁷、第96条で規定する改憲の発議要件である「衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成」という高すぎるハードルを「衆参それぞれの過半数」に引き下げる理由を明らかにした。

こうした安倍の問題提起により、憲法第96条をめぐる議論が活発化し、憲法改正への下地が作られ始めた。2013年5月9日に開かれた第183回国会衆議院憲法審査会では、衆議院法制局が憲法改正の手続きについての主要論点を報告した後、それをめぐる議論が交わされた²⁸。数日後、憲法改正の国会発議要件を3分の2から過半数へ緩和することを目指す超党派の「憲法96条改正を目指す議員連盟」は総会を開き、350人が参加し²⁹、その改正の是非が争点となる2013年7月の参院選に向けて改憲勢力の意欲と結束をうかがわせる。しかし、その後、連立与党公明党が第96条の先行改正に消極的なだけでなく³⁰、各種世論調査での第96条先行改正に対する支持の低さから、自党内にも慎重論がくすぶり、憲法改正の要件緩和をめぐる議論がトーンダウンするようになった。安倍晋三は同5月14日の

30日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/183/0001/18301300001002.pdf>。

²⁷ 「第百八十三回国会 衆議院会議録第六号」国会会議録検索システム、2013年2月26日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/183/0014/18302260014006.pdf>。

²⁸ 「第百八十三回国会 衆議院憲法審査会第八号」国会会議録検索システム、2013年5月9日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/183/0250/18305090250008.pdf>。

²⁹ 「超党派「96条改正議連」再始動 参加議員350人に達する」『産経新聞』2013年5月13日、<http://www.sankei.com/politics/news/130513/pl1305130010-n1.html>。

³⁰ 「公明、96条先行改正に慎重論 党憲法調査会」『産経新聞』2013年4月26日、<http://www.sankei.com/politics/news/130426/pl1304260044-n1.html>。

参議院予算委員会で、第96条の改正について「(各種世論調査で)反対の意見の方が多いのも事実だ。いま国民投票に付したところで否決される」と述べ³¹、第96条を優先する憲法改正のアプローチを変えることを示唆した。その後、行われた第96条改正の賛否に関する世論調査でも「反対」が増える傾向である(表2)。

表2 憲法第96条の発議要件を緩和する改正に関する世論調査

新聞	公表時期	賛成	反対
毎日新聞	2013年5月20日	41%	52%
日本経済新聞	2013年5月27日	34%	41%
読売新聞	2013年7月1日	40%	46%
東京新聞	2013年7月2日	37.5%	42.9%
朝日新聞	2013年7月15日	31%	48%

(出典) 筆者作成。

自民党が提出した「参議院選挙公約2013」では、憲法第96条で規定する「憲法改正の発議要件を『衆参それぞれの過半数』に緩和し、主権者である国民が『国民投票』を通じて憲法判断に参加する機会を得やすく」と訴えたが³²、同条文の先行改正を公約に掲げておらず、それを選挙戦での主要な争点として前面に打ち出すこともなかった。それは同条文の改正について有権者の支持が高くないし、公明党の慎重姿勢も崩していないなどの判断によるものである。小林節慶応大学教授が指摘したように、安倍自民党が憲法第96条の改正を狙うというのは、憲法改正への「裏口入学」と非難されても仕

³¹ 「首相「96条改正、今なら否決」世論調査巡り見解」『日本経済新聞』(夕刊)2013年5月14日、http://www.nikkei.com/article/DGKDASFS1400N_U3A510C1EB1000/。

³² 「参議院選挙公約2013」自民党、http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/sen_san23/2013sanin2013-07-04.pdf。

方がない³³。こうした厳しい反対意見に影響されたかのように、2016年7月の参議院選挙に向けての自民党選挙公約では、憲法改正について、「衆議院・参議院の憲法審査会における議論を進め、各党との連携を図り、あわせて国民の合意形成に努め、憲法改正を目指します」と明記するにとどまり、具体的にどの条文を改正するかについて触れなかったのである³⁴。

2 第9条解釈の変更と「平和安全法制整備法」の制定

安倍がこうしたアプローチをとっているのと同時に、日米同盟の強化策として集団的自衛権の行使を禁ずる日本政府の統一見解或は憲法解釈を変更しようという近道をも模索している。2013年2月7日、安倍は日本周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それに対応するよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があることを念頭に、有識者からなる首相の私的懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を招集し、集団的自衛権行使の問題を含む憲法との関係を検討させる。同2月22日、訪米中の安倍はホワイトハウスでオバマ（Barack Obama）米大統領と会談し、日米同盟の強化につながる集団的自衛権行使問題についての検討を開始することを説明したが、しかし、同懇談会は同2月8日、初めての会合を開いた後、おそらく第96条改正をめぐる世論の反応や改正の可能性を見極めるため、しばらく開店休業の状態となった。

前述したように、第96条の改正に関する世論が厳しい反応を示したことを背景に、第2回懇談会が同年9月17日に開かれ、本格的な

³³ 「慶大名誉教授・小林節氏『解釈改憲は憲法ハイジャックだ』『日刊ゲンダイ』2014年5月19日、<http://www.nikkan-gendai.com/articles/view/news/150288>。

³⁴ 「参議院選挙公約 2016」（自民党政策 BANK）自民党、https://www.jimin.jp/election/results/sen_san24/political_promise/bank/。

議論が始まった。この会合で挨拶した安倍は、「いかなる憲法解釈も、国民の生存と国家の存立を犠牲にする帰結となってはならない」という考え方を示したうえで、「国民の生存と国家の存立を確保し、その基盤となる国際社会の平和と安定を実現するには何が必要かという観点」から³⁵、それにふさわしい集団的自衛権行使をめぐる憲法第9条の解釈を再検討することを求めた。これまでの憲法解釈によれば、日本政府は日本が集団的自衛権を有しているが、憲法の容認する個別自衛権の限界を超えるものとして行使できないとの立場をとっている。従って、この懇談会を開催する安倍の狙いは、憲法第9条の改正という見通しが全く立てない状態の中で、従来の憲法解釈を変更するという方向転換に舵を切ったと言っても過言ではない³⁶。

2014年5月15日に開かれた第7回懇談会では、座長を務めた柳井俊二は報告書を安倍に提出した。それによると、憲法第9条の規定では、日本が自衛のための武力の行使は認められており、「自衛のための措置は、必要最小限度の範囲にとどまるべき」というこれまでの憲法解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権も含まれると解釈して、集団的自衛権の行使を認めるべきだ、という提言を明らかにした³⁷。そして、こうした解釈に立って、日本と密接な関係のある外国への武力攻撃が行われ、そして、「その事態がわが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときには、我が国が

³⁵ 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（開催状況）首相官邸、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/>。

³⁶ 集団的自衛権をめぐる日本政府の解釈変遷について、鈴木尊紘「憲法第9条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る—」『レファレンス』2011年11月号、31-47ページ。

³⁷ 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（報告書）首相官邸、2014年5月15日、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/index.html>、36ページ。

直接攻撃されていない場合でも、その国の明示の要請又は同意を得て、必要最小限の実力を行使してこの攻撃の排除に参加³⁸すべきだと提言した。これを受けて安倍内閣は7月1日の閣議で、「わが国と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命・自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合、いわゆる「存立危機事態」で、限定される集団的自衛権の行使容認を決定した³⁹。小林節は安倍内閣が閣議決定で憲法解釈を変えること自体が憲法違反、「憲法ハイジャック」だと述べ、改めて安倍の改憲を目指すアプローチを批判した⁴⁰。

改憲反対の逆風を受けながら、安倍自民党など改憲勢力は2014年12月に行われた衆議院解散総選挙で依然として3分の2の議席を確保したが、当時参院の議席では、3分の2を超えておらず、改憲の推進は2016年夏の参議院選挙の結果次第となった。こうした中で、安倍内閣は2015年5月16日、「存立危機事態」で集団的自衛権を限定容認とし、10本の関連法の一部改正を束ねる「平和安全法制整備」と新規立法「国際平和支援法」を含む「平和安全法制」草案を衆議院に提出した。6月4日、衆議院憲法調査会で与野党が推薦した3名の憲法学者の意見を聴取したところ、3人全員が集団的自衛権の行使容認は憲法違反だと表明した⁴¹。それにより、改憲反対派は勢いをつけるようになり、日本の主要なメディアの世論調査も反対が賛成を大きく上回る結果となった(表3)。

³⁸ 前掲「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(報告書)、36~37ページ。

³⁹ 「臨時閣議及び閣僚懇談会議事録」首相官邸、2014年7月1日、http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2014/_icsFiles/afeldfile/2014/07/22/260701rinjigijiroku.pdf。

⁴⁰ 前掲記事「慶大名誉教授・小林節氏『解釈改憲は憲法ハイジャックだ』」。

⁴¹ 「集団的自衛権行使、全参考人が『違憲』 衆院憲法審」『日本経済新聞』2015年6月4日、http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS04H3U_U5A600C1PP8000/。

表 3 「平和安全法制」法案をめぐる主要なメディアの世論調査の結果

メディア	実施時期	賛成	反対
日本経済新聞/テレビ東京	6月26~28日	25%	57%
毎日新聞	7月4~5日	29%	58%
朝日新聞	7月11~12日	26%	56%
NHK	7月10~12日	24%	30%
産経新聞/FNN	6月27~28日	49%	43.8%
読売新聞	7月3~5日	36%	50%

(出典)「安保法案、国民支持広がらず 各社調査で『反対』目立つ」『朝日新聞』2015年7月14日、<http://www.asahi.com/articles/ASH7B4S8YH7BUZPS001.html>。

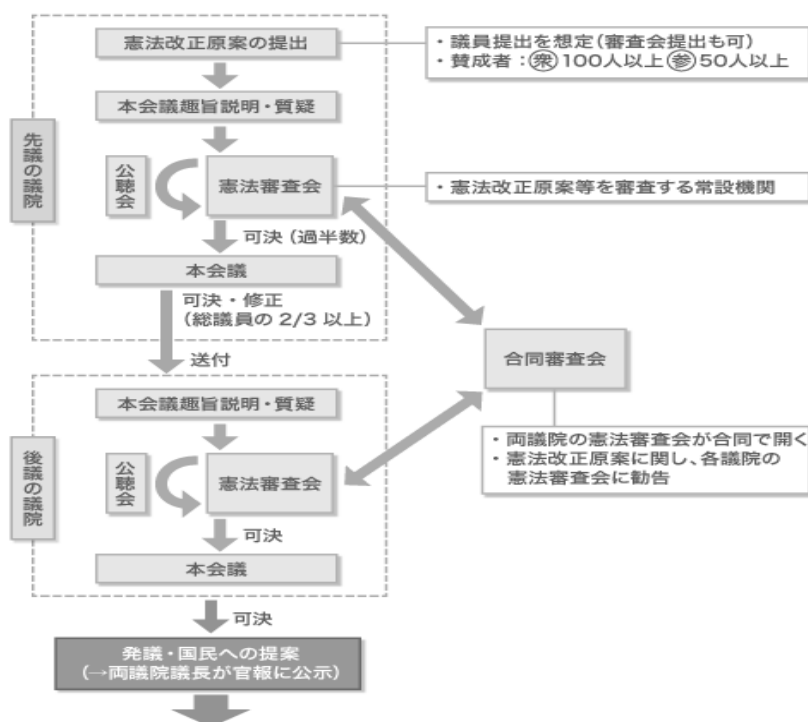
それにしても、与党支配の衆議院は7月16日、民主党（現民進党）など野党のボイコットの中で強行採決し、327票の賛成多数で可決した。その後、日本全国各地で同法案に反対する市民団体や学生組織などによる抗議デモが続出し、国会周辺で大規模な反対集会を開いたが、9月19日、数万人もの群衆が国会議事堂を取り囲む中で、参議院が148票の賛成多数で可決し、法案を成立させた。

冒頭で指摘したように、自民党など改憲勢力が2016年7月の参院選で3分の2の議席を確保した。8月3日、第3次安倍第2次改造内閣の発足を発表した安倍は、首相官邸で記者会見し、憲法改正について「自分の任期中に果たしていきたい」と述べる一方、「そう簡単なことではない」という認識をも示し、国会の憲法審査会で改憲項目の絞り込みに着手することを期待した⁴²。この発言から分かるように、安倍は憲法改正が衆参両院の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票での過半数を得るといった改憲の流れを念頭に、3分の2以上の議席をタテに国会で強行採決するのではなく、まずは与野党の合意

⁴² 「安倍内閣総理大臣記者会見」首相官邸、2016年8月3日、http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0803kaiken.html。

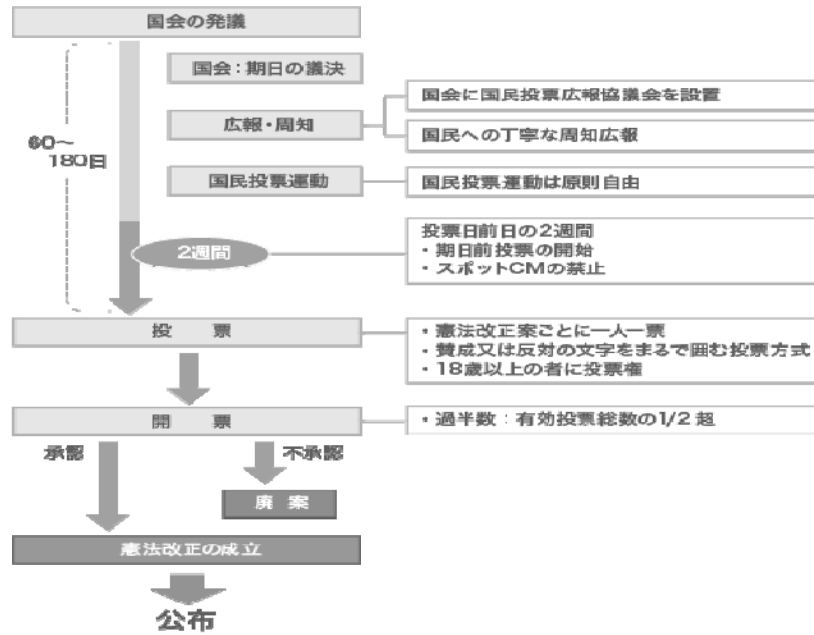
のもとで国民に発議する改正原案を策定・可決し、そして、国民投票にかけるというアプローチ（図1、2）の転換を示唆している。

図1 憲法改定の流れ（1）



(出典)高橋正光「憲法改正に動き出す安倍首相－参院選で与党大勝」『nippon.com』2016年7月27日、<http://www.nippon.com/ja/currents/d00230/?pnum=2>。

図2 憲法改定の流れ(2)



(出典) 同図1。

五 日本の安全保障政策がどう変わっていくのか

前述したように、2015年9月19日に参議院が衆議院に続き、「平和安全法制」法案を可決・成立した。同法案が2016年3月29日から施行され、集団的自衛権が限定されながら行使できるようになった。それに関して、『朝日新聞』などリベラル系の新聞紙面では、戦後日本が堅持し、直接攻撃されたときに初めて防衛力を行使する「専守防衛」の政策を大きく転換したと大々的に論じており、リベラルな論客も同法案が戦争を可能にする「戦争法案」と位置づけて激し

く非難した。確かに、10本の安全保障関連法の一部改正を束ねる「平和安全法制整備法」と新規立法「国際平和支援法」を含む「平和安全法制」の施行は日本の安全保障政策を変えるだろうが、問題になるのは、何が変わったか、どう変わっていくのかという点にある。果たして日本が「専守防衛」という基本原則と「平和国家」としてのイメージを捨てるのか。

言うまでもなく、「平和安全法制整備法」の中核は、集団的自衛権の行使を限定容認することにあるが、その狙いはこれだけではない。『自衛隊法』など10本の安全保障関連法を一部改正するのは、「重要影響事態」と「存立危機事態」という新しい2つの概念を盛り込んだ関連事項であり、今回の憲法解釈を変更する主要な目的でもある。今までは、日本が武力行使を可能にするのは、直接攻撃を受ける「武力攻撃事態」の時に限られていたが、この法改正で、日本政府は「存立危機事態」において自衛隊の防衛出動をして、日本と「唇亡びて齒寒し」のような安全保障上の関係にある他国を防衛に当てるといふ集団的自衛権の行使を可能にする。つまり、この「存立危機事態」を日本の武力行使の新しい要件として、安全保障関連法に盛り込んだ新しい防衛政策であるが、その防衛対象は日本と「唇亡びて齒寒し」の関係をもった外国に限られる。

「重要影響事態」は、もう1つの新しい概念で、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と定義されており⁴³、同整備法によって『周辺事態安全確保法』の名称が『重要影響事態安全確保法』に変更された。『周辺事態安全確保法』は、日米同盟協

⁴³ 「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」防衛省、<http://www.mod.go.jp/j/presiding/law/>。

力強化の一環として1999年に制定されたものであるが、「周辺事態」とは、日米両国が1997年9月に発表した『日米防衛協力の指針』によれば、「日本の周辺地域で起こる、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」であり、その概念を「地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである」と位置付けており、日米両国が共同対応や日本の対米協力を念頭に各々の判断に基づいて適切な措置をとりながら、必要に応じて相互支援を行うとされる⁴⁴。

「周辺事態」は、「事態の性質に着目したもの」と言っても、その地理的範囲が無制限ではない。1996年4月17日に発表され、日米同盟協力強化の根拠となった「日米安全保障共同宣言」では、日米首脳は日米安全保障条約を基軸とする日米同盟関係が「二一世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎」とであると謳っており⁴⁵、この文脈から見れば、「周辺地域」とは、「アジア太平洋地域」を指すものと考えられる。事実上、1997年版の「日米防衛協力の指針」と「周辺事態安全確保法」は、日本が「専守防衛」を超える自衛権を行使するよう期待されたものであるといえよう⁴⁶。こうしたアメリカの期待に応えたかのように、安倍内閣は集団的自衛権を限定容認するのみならず、対米協力の領域をアジア太平洋地域に限られるとされる「周辺事態」から、地理的範囲を特定せずの「重要影響事態」に拡大し、そして、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等にも後方支援の実施を可能にする。また、これまでの憲法解釈では、「武力行使との一体化」とされる後方支援は禁止されるが、この法改正で、

⁴⁴ 西原正・土山實男監修『日米同盟再考』（亜紀書房、2010年）、285~290ページ。

⁴⁵ 同前掲、276~279ページ。

⁴⁶ 渡邊昭夫「日本はルビコンを渡ったのか？—樋口レポート以後の日本の防衛政策を検討する」『国際安全保障』（第31巻第3号）、2003年12月号。

「重要影響事態」と判断される場合には、そのような後方支援も可能とされたのである⁴⁷。

また、「国際平和支援法」では、「国際平和共同対処事態」という概念を示し、それが国際社会の平和及び安全を脅かすものであると定義し、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い、共同して対処する活動を行う場合、日本が国際社会の一員として主体的かつ積極的に寄与すると規定している⁴⁸。これは国際社会の平和と安全を守るための活動を行う諸外国の軍隊等への後方支援を実施することを定める恒久法であり、「国連平和維持活動」(United Nations Peacekeeping Operations, UN PKO 又は単に PKO)における自衛隊の活動領域の拡大を可能にする。具体的にいうと、自衛隊は従来国連 PKO で認められていなかった「安全確保業務」と「駆け付け警護」任務に従事することが可能となり、今後非国連統括型の PKO 活動も参加できるようになる。このような場合、日本が他国軍隊に後方支援を実施するにあたって、それは「現に戦闘行為が行われている現場」でなければならないと規定されているが、従来「武力行使との一体化」という概念に制限される後方支援の領域よりも広くなると考えられる⁴⁹。

六 おわりに

自主憲法の制定を目指す岸信介の政治系譜を継承し、「戦後レジームからの脱却」を追い求める安倍は、現行「押しつけ憲法」を改正して「新しい国」又は「自立する国家」日本を取り戻す、言い換

⁴⁷ 細谷雄一『安保論争』(筑摩書房、2016年)、224ページ。

⁴⁸ 「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」防衛省、<http://www.mod.go.jp/j/presiding/law/>。

⁴⁹ 細谷雄一、前掲、227ページ。

えれば、戦後日本を作り変えるという使命を帯びるのが論理的に必然である。首相となった安倍は、憲法改正に向けての環境整備に取り組んでいくことがその使命を果たすための動きである。第1次内閣時期において、最も重要な動きは、憲法改正に必要な手続きを定める国民投票法を成立させたことである。国民投票法が成立して間もなく、安倍は一度野に下ったが、5年3ヶ月後、総裁・首相の座に返り咲いた後、直ちに憲法改正を重要課題として取り組んでいく姿勢をうかがわせている。政権への復帰となった2012年12月の衆議院総選挙では、野党自民党総裁としての安倍は、憲法改正を選挙公約の1つに掲げて勝利した。その後、安倍は自民党を率いて3連勝した国政選挙で、いずれも憲法改正を政権公約として掲げていた。また、安倍は自らの在任中に憲法改正実現を果たしたいと強調し、改憲への深い執念を明らかにした。

前述したように、安倍内閣は憲法改正に向けて憲法第96条の改正と集団的自衛権の行使を禁ずる憲法解釈の変更を同時進行するというアプローチをとっている。正攻法である憲法改正は、時間がかかる難題で、まだ国会憲法審査会での議論段階にとどまるが、憲法解釈の変更については、「平和安全法制」法案の成立で、一定の成果を得たといえよう。「存立危機事態」及び「重要影響事態」という二つの概念を導入する「平和安全法制整備法」では、前項が集団的自衛権の行使を限定的に容認し、日本又は日米同盟の抑止力の向上に寄与し、後項が日本自衛隊の諸外国軍隊に対する後方支援活動の拡大を可能にする。また、「国際平和支援法」では、「国際平和共同対処事態」を導入して「重要影響事態」と同じように、これまでよりも広い範囲での後方支援を実施することができる。こうした安全保障政策の転換は、安倍内閣が主張してきた「国際協調主義に基づく積極的平和主義」の精神にも符合するものである。従って、「平和安全

法制」法案を議論するにあたって、日本が「専守防衛」の政策を捨てたかどうかへの議論ではなく、日本が近隣諸国に脅威を与えない範囲で防衛力整備を行っていくという抑制的安全保障政策を継承し、同盟友好諸国と協力して国際社会の平和と安全を確保するか否かを見極めるべきである。

2016年7月の参議院選挙結果により、自民党をはじめとする改憲勢力は、初めて憲法改正を発議できる衆参両院総数3分の2議席以上を確保しており、憲法改正問題が具体的な政治日程に上る可能性が出てきたが、安倍は選挙後憲法改正に関する発言を控えているように見える。こうした安倍の姿勢は、「憲法審査会における議論を進め、各党との連携を図り、あわせて国民の合意形成に努め、憲法改正を目指します」という2016年自民党選挙公約からもうかがわせる。同11月中旬、衆参両院は各々憲法審査会を再開し、具体的な改憲案は各党の議論に委ねるという安倍の考えが伝えられた。これに先立って自民党は党総裁の任期を今の「連続2期6年」から「連続3期9年」に延長すると決めた。それにより、安倍は選挙に勝ち続ければ総理総裁として2021年9月まで務めることが可能である。これこそは首相在任中の憲法改正実現に向けて各党と接点を探る時間的な余裕を作る、言い換えれば与野党の合意形成を優先するという安倍の改憲戦略ではないか。

(寄稿：2016年11月28日、採用：2016年12月5日)

日本自民黨安倍晋三政權企圖達成安全保障相關條文之修憲案－其修憲途徑與具體實踐

林 賢 參

（國立台灣師範大學東亞系副教授）

【摘要】

本文研究目的在於探討安倍晋三內閣/自民黨企圖修改與日本安全相關的憲法前言與第九條的途徑與實踐。2016 年 7 月參議院選舉結果，自民黨等修憲派掌握國會參眾兩院超過三分之二議席，首度在國會提議，為修憲程序交付國民公投案點亮綠燈。但是，最近的民調顯示，反對修憲的意見高於贊成，而且朝野黨派對於修憲議題，也是各有主張，其中亦分支為，修憲派、增憲派（即主張增修憲法條文派）、護憲派。安倍晋三內閣/自民黨採取修改憲法第 96 條以降低修憲門檻，或者是變更第九條的憲法解釋的途徑，後者目的雖然達成，但是卻引發極大反彈。今後，安倍晋三內閣/自民黨將透過國會憲法審查會的討論，以吸引國民的關心並形成共識，為修憲創造良好環境。

關鍵字：修憲、集體自衛權、憲法審查會、存立威脅事態、和平安全法制整備法

The Shinzo Abe Cabinet's/LDP's Drive to Amend the Constitution—Approaches and Practices

Hsien-Sen Lin

Associate Professor, Department of East Asian Studies, National Taiwan Normal University

[Abstract]

This study aims to explore the approaches and practices of the Abe-led Liberal Democratic Party (LDP) in revising Japan's security-policy related Preamble and Article 9 of the Constitution. After the parliamentary election in July 2016, the political parties in favor of revising the Constitution, including LDP, have secured more than two-thirds of the seats in both Houses of Councillors and Representatives. The result has opened the door of possibility for the first time for the Congress to put constitutional change to a national referendum. However, according to the recent polls, the percentage of those who opposed to the constitutional revisions is greater than those who agreed. In addition, the political parties—regardless of in power or in opposition—have divided opinions on the constitutional revisions. Nevertheless, the Abe-led LDP opted to revise Article 96 of the Constitution to lower the threshold of amending the Constitution or to alter administration's interpretation of Article 9 of the Constitution. Although the latter was achieved, it has drawn backlash. From now on, the goal of Abe-led LDP is to increase citizen participation and to reach consensus through discussions on the Constitutional Review Committee of Japanese National Diet so as to pave the better way for constitutional revisions.

Keywords: constitutional amendment, right of collective self-defense, Constitutional Review Committee, existential threat situation, Legislation for Peace and Security

〈参考文献〉

- 「22. 憲法調査会について」『東京大学立花隆ゼミナール 憲法集中講義：資料と解説 講義に向けて』、http://kenbunden.net/constitution/files/shiryou_ver002/22_071129_a.pdf。
- 「安倍晋三総裁 記者会見」自民党、2012年12月17日、<https://www.jimin.jp/news/press/president/128914.html>。
- 「安倍内閣総理大臣記者会見」首相官邸、2016年8月3日、http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0803kaiken.html。
- 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（報告書）首相官邸、2014年5月15日、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/index.html>。
- 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（開催状況）首相官邸、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyou2/>。
- 「池田勇人内閣総理大臣施政方針演説（1960年10月21日）」『日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室』、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/pm/19601021.SWJ.html>。
- 「今こそ自主憲法の制定を改正へのわが党の姿勢 保利耕輔・憲法改正推進本部長に聞く」自民党、<https://www.jimin.jp/activity/colum/110291.html>。
- 「改憲勢力は？10代投票先は？参議選データ分析」『日本経済新聞』2016年7月11日、<https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/sangiin2016-review/>。
- 「慶大名誉教授・小林節氏 『解釈改憲は憲法ハイジャックだ』」『日刊ゲンダイ』2014年5月19日、<http://www.nikkan-gendai.com/articles/view/news/150288>。
- 「憲法改正、集団自衛権行使…安倍首相 『岸信介氏の孫という宿命』」『週刊朝日』2014年2月21日号、<https://dot.asahi.com/wa/2014021200064.html>。
- 「公明、96条先行改正に慎重論 党憲法調査会」『産経新聞』2013年4月26日、<http://www.sankei.com/politics/news/130426/pl1304260044-n1.html>。
- 「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」防衛省、<http://www.mod.go.jp/j/presiding/law/>。
- 「参議院選挙公約 2013」自民党、http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/sen_san23/2013sanin2013-07-04.pdf。
- 「参議院選挙公約 2016」（自民党政策 BANK）自民党、https://www.jimin.jp/election/results/sen_san24/political_promise/bank/。
- 「集団的自衛権行使、全参考人が『違憲』 衆院憲法審」『日本経済新聞』2015年6月4日、http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS04H3U_U5A600C1PP8000/。
- 「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」防衛省、<http://www.mod.go.jp/j/presiding/law/>。
- 「首相「96条改正、今なら否決」世論調査巡り見解」『日本経済新聞』（夕刊）2013年5月14日、http://www.nikkei.com/article/DGKDASFS1400N_U3A510C1EB1000/。
- 「第147回国会 憲法調査会09号」衆議院、2000年5月11日、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/008914720000511009.htm。
- 「第158回国会 予算委員会 第1号」衆議院、2003年11月25日、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001815820031125001.htm。
- 「第百八十三回国会 衆議院会議録第二号」国会会議録検索システム、2013年1月30

- 日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/183/0001/18301300001002.pdf>。
「第百八十三回国会 衆議院会議録第六号」国会会議録検索システム、2013 年 2 月 26 日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/183/0014/18302260014006.pdf>。
「第百八十三回国会 衆議院憲法審査会第八号」国会会議録検索システム、2013 年 5 月 9 日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/183/0250/18305090250008.pdf>。
「第百六十五回国会参議院会議録第五号」国会会議録検索システム、2006 年 10 月 4 日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/165/0001/16510040001005.pdf>。
「第百六十五回国会国家基本政策委員会合同審査会会議録第一号」国会会議録検索システム、2006 年 10 月 18 日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/ryoin/165/9001/16510189001001.pdf>。
「超党派「96 条改正議連」再始動 参加議員 350 人に達する」『産経新聞』2013 年 5 月 13 日、<http://www.sankei.com/politics/news/130513/plt1305130010-n1.html>。
「年頭所感」首相官邸、2007 年 1 月 1 日、<http://www.kantei.go.jp/jp/abespeech/2007/01/01syokan.html>。
「鳩山一郎内閣総理大臣所信表明演説（1955 年 12 月 2 日）」『日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室』、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/pm/19551202.SWJ.html>。
「臨時閣議及び閣僚懇談会議事録」首相官邸、2014 年 7 月 1 日、http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/07/22/260701rinjigijiroku.pdf。
安倍晋三『新しい国へ 美しい国へ 完全版』（文芸春秋、2013 年）。
梶居佳広「イギリスからみた「50 年代改憲論」—駐日大使報告・新聞論説を中心に—」『立命館大学人文科学研究所紀要』、No. 97（2012 年 3 月）。
参議院憲法調査会「参議院憲法調査会報告書」2005 年 4 月、<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kenpou/houkokusyo/pdf/honhoukoku.pdf>。
自民党憲法改正推進本部「日本国憲法改正草案」自民党、<http://constitution.jimin.jp/draft/>。
衆議院憲法調査会「衆議院憲法調査会報告書」2005 年 4 月、[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf/\\$File/houkoku.pdf](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/houkoku.pdf/$File/houkoku.pdf)。
鈴木尊紘「憲法第 9 条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る—」『レファレンス』2011 年 11 月号、31-47 ページ。
豊下楯彦・古関彰一『集団的自衛権と安全保障』（岩波書店、2014 年）。
西原正・土山實男監修『日米同盟再考』（亜紀書房、2010 年）。
廣田直美『内閣憲法調査会が戦後憲法史において果たした役割—渡米調査と二つの「報告書」に焦点をあてて—』（青山学院大学博士論文、2015 年）。
細谷雄一『安保論争』（筑摩書房、2016 年）。
間柴泰治「憲法改正国民投票法案の主な論点—国民投票運動に対する公的助成制度—」国立国会図書館『調査と情報』第 578 号（2007 年 3 月 30 日）。
渡邊昭夫「日本はルビコンを渡ったのか？—樋口レポート以後の日本の防衛政策を検討する」『国際安全保障』（第 31 巻第 3 号）、2003 年 12 月号。
許介麟『戦後日本の政治過程』（台北：黎明文化、1991 年）。